

1. 策定の背景

スポーツは、爽快感や達成感、喜び、楽しさをもたらし、体力の向上や心身両面にわたる健康の保持増進に重要な役割を果たしています。また、全国や世界の檜舞台で活躍する選手の姿は、人々に勇気と感動、子どもたちに夢と希望を与え、郷土愛を育む活力にあふれた地域づくりに大きく貢献するとともに、人と人、地域と地域の交流を促進し、交流人口の増加や地域の活性化に繋がるなど、様々な意義や価値を有し、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっています。

平成25年に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、国民のスポーツに対する関心が高まる中、国においては、平成27年10月にスポーツ立国の実現を使命としてスポーツ行政を一元的に行う「スポーツ庁」が設置され、平成29年3月には、「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。

この間、本県においては、平成27年3月に北陸新幹線が開業し、同年、スポーツ振興を総合的、部局横断的に取り組む組織体制を強化するため、スポーツに関する事務を教育委員会から知事部局へ移管しました。また、平成30年3月に、概ね10年後を見据えた新総合計画「元気とやま創造計画ーとやま新時代へ新たな挑戦ー」を策定しました。

さらに、国民体育大会やオリンピックなど全国や世界の檜舞台での本県ゆかりの選手の活躍や令和2年2月の第75回国民体育大会冬季大会スキー競技会（とやま・なんと国体2020）の地元開催、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた機運の創出により、県民のスポーツへの関心は益々高まっています。

一方、本県では、全国を上回る早さで少子高齢化が進行しているところですが、人生100年時代において、社会が様々な面で大きく変化することが見込まれ、高齢者はもとより、県民全体が生涯にわたり健康的で明るく、活力ある生活を営むことは、個人の幸せにとどまらず、地域社会全体の活性化のためにも重要となり、スポーツの振興は、これまでも増して国や県、市町村、スポーツ関係団体の重要な責務となっています。

こうしたことから、県民のスポーツに対する多様なニーズや期待に適切に応え、中・長期的視点に立ち、スポーツに関する施策を総合的、計画的に推進することが必要です。

2. 策定の趣旨

本県では、平成23年に制定された「スポーツ基本法」並びに、同法に基づき策定された「スポーツ基本計画」を踏まえ、平成24年4月には、令和2年度までを計画年度とした「元気とやまスポーツプラン」を策定し、県民がそれぞれのライフステージに応じて、気軽にスポーツを楽しみ、健康で活力ある社会を構築していくために様々な取組を進めてきました。その中でも、未来のアスリート発掘事業修了生の全国や世界の檜舞台での活躍や富山マラソンの開催によるスポーツへの参加機会の拡充、地域の活性化などの成果を収めています。

しかしながら、本県における成人のスポーツ実施率が36.2%（R1）で、国の53.6%（R1）を

下回っており、運動・スポーツ習慣が定着している県民の割合が決して高くないこと、児童生徒の体力の低下傾向に概ね歯止めがかかってきたものの、依然、昭和60年頃と比べると低い水準にあることなどの課題が残っていること、スポーツが県内外からの交流人口を増やし「元気とやま」の創造に繋がることから、時代に即したスポーツ振興を図ることが求められています。

そこで、本県スポーツを取り巻く環境の変化に的確に対応するとともに、これまでの計画の課題や国の動向を踏まえ、一層のスポーツ振興を図るために、計画を見直すこととしました。

3. プランの性格

- (1) 県民がそれぞれのライフステージや興味・関心・適性等に応じて、生涯にわたってスポーツに親しむとともに、スポーツを楽しみ、健康で活力のある社会を実現すること、スポーツを通じて地域の活性化を図ることによって、「元気とやま」を創造するための基本的な方向性を示すものです。
- (2) スポーツ基本法に基づくとともに、国の第2期スポーツ基本計画（※次頁参照）を踏まえ、中・長期的視点に立って、総合的な施策を推進するものです。
- (3) 今後10年先を見据えた本県スポーツの推進の方向性を示すものであり、施策の展開にあたっては、「元気とやま創造計画—とやま新時代へ 新たな挑戦—」との整合性を図るとともに、市町村や関係機関、スポーツ関係団体などとの一体的な取組を推進するものです。

4. プランの期間

計画期間は、令和2年度から令和11年度までの概ね10年間とします。
施策の実施に際しては、適宜その進捗状況の把握に努めます。

参 考：国のスポーツ振興の方向

○スポーツ基本法（平成23年8月24日 施行）

1 前文

スポーツは世界共通の人類の文化、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利

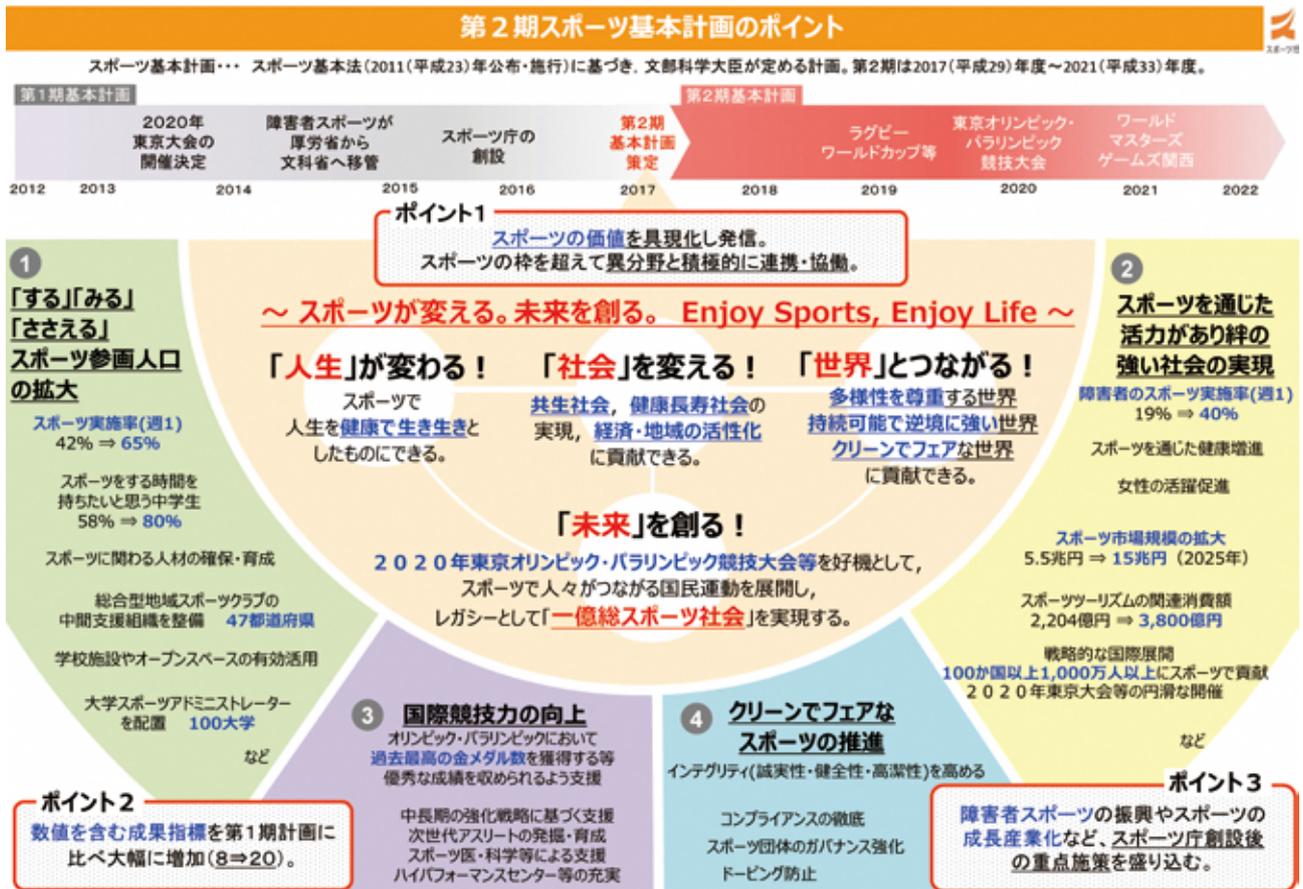
2 総則（スポーツに関する基本理念、国・地方公共団体・スポーツ団体の責務・努力等を定める）

《基本理念》

- ①自主的・自律的なスポーツ活動
- ②学校・スポーツ団体・家庭・地域の相互連携
- ③人々の交流促進・地域間の交流の基盤整備
- ④スポーツを行う者の心身の健康の保持増進・安全の確保
- ⑤障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるようにするための配慮
- ⑥競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携・効果的な実施
- ⑦国際相互理解の増進・国際平和への寄与
- ⑧スポーツに対する国民の幅広い理解・支援

3 基本的施策

施策①基礎的条件の整備 施策②地域スポーツの推進 施策③競技スポーツの推進



資料：スポーツ庁HP (<http://www.mext.go.jp/sports/>)

5. プランの体系

目指す姿

スポーツで創る、笑顔・ひと・未来・元気とやま

目標

スポーツで輝く社会の実現
 - スポーツを楽しみ、健康で活力ある社会の実現 -

基本方針

スポーツによる交流・連携・協働の推進

基本施策	施策目標と具体的方策
<p>県民がスポーツに親しむことができる環境の充実</p>	<p>県民がそれぞれの興味、関心、ライフステージに応じて、スポーツを「する・みる・ささえる」活動に参画し、一生涯にわたって主体的にスポーツを楽しむことができる環境の充実</p> <p>①スポーツ参加の機会づくりの推進 ②スポーツ施設の機能の充実と学校体育施設開放の促進 ③スポーツ活動を支える組織の充実と交流・連携・協働の推進</p> <p>参考指標 ●成人の週1回以上のスポーツ実施率 50%程度 ●スポーツイベント(県スポーツフェスタ、ウォーキングカップ)参加者数 ... 100,000人</p>
<p>たくましい子どもの育成と学校体育・スポーツの充実</p>	<p>生涯にわたりスポーツに親しむ契機となる学校体育・スポーツ活動の充実による、運動やスポーツに積極的に取り組む子どもの育成</p> <p>①運動好きな子どもの育成と体力向上の取組の推進 ②学校における体育・スポーツ活動の充実 ③体力向上や運動習慣等に関する啓発活動の展開</p> <p>参考指標 ●全国体力・運動能力調査における体力合計点 全国上位 ●体力向上シート「みんなでチャレンジ3015」の目標点に到達した小学生の割合 98%</p>
<p>全国や世界の檜舞台で活躍できる選手の育成</p>	<p>トップアスリートの育成を目指した強化体制の構築による、全国や世界の檜舞台で活躍できる選手の育成</p> <p>①トップアスリートの育成を目指した強化施策の推進 ②競技力の向上を目指した強化拠点の整備推進 ③トップアスリートを県民総ぐるみで支援する体制の推進</p> <p>参考指標 ●国体、全国高校総体、全中大会等における上位入賞数 48以上 ●オリンピック競技大会(夏季・冬季)に出場する本県選手数 10人以上</p>
<p>スポーツを支える人材の育成と活用</p>	<p>県民のスポーツ活動の充実に欠かせない質の高い指導者やボランティア等の育成と、その人材の効果的な活用</p> <p>①スポーツに関わる多様な人材の育成と活用の推進 ②競技力の向上を担う指導者と国レベルの強化拠点との連携強化 ③スポーツ活動の顕彰の充実</p> <p>参考指標 ●日本スポーツ協会に登録している公認スポーツ指導者数 3,000人 ●日本障がい者スポーツ協会が定める「障害者スポーツ指導員」資格の取得者数(累計) 925人</p>
<p>スポーツを通じた地域の活性化</p>	<p>本県の豊かな自然やスポーツ施設等を活用し、国内外からの交流人口の拡大と活力に満ちた地域づくり</p> <p>①地域を活性化させるスポーツイベント等の推進 ②「みるスポーツ」の機会づくりの推進 ③スポーツ情報の発信</p> <p>参考指標 ●県内プロスポーツチーム(バスケットボール、サッカー、野球)のホームゲーム年間観客総数 160,000人 ●富山マラソンにおける海外枠の充足率 100%</p>